

---

# 第7編

## 鉄道災害対策編

---



## 〔鉄道災害予防計画〕

# 第 1 節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、鉄道事業者に協力するとともに、必要な情報の収集・伝達が速やかに行えるよう、体制を整えておく。

## 〔鉄道事業者〕

### (1) 情報の収集体制の整備

鉄道事業者は気象台との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設の相互間の連絡等に必要な気象観測施設、通信連絡設備、警報装置等を整備する。

また、災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関と密接な情報連絡を行うよう、必要な措置等を定める。

### (2) 通信手段の確保

鉄道事業者は大規模な鉄道災害が発生した場合の情報収集、連絡を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置等の無線系通信設備を配備する。

## 第2節 災害応急体制の整備

市は、県及び鉄道事業者等と連携し、災害時の応急体制の整備を図る。

### 1 職員の招集・参集体制の整備

市は、県及び鉄道事業者と連携を図り、それぞれの実情に応じ、大規模な鉄道災害が発生した場合の職員の参集範囲を具体的に定め、また勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう招集連絡手段を整備するなど、職員の招集・参集体制の整備を図る。

#### 〔県、鉄道事業者、警察〕

#### (1) 関係機関相互の連携体制の整備

県及び鉄道事業者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行い、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど関係機関相互の連携体制の確立に努める。警察は、鉄道上及びその直近で落石その他の異常が発見された場合における鉄道事業者への連絡体制を図る。

#### (2) 応急対策のための資機材等の整備、調達体制の整備

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、資機材等を災害時において直ちに入手する方法及び輸送する方法についての計画をたて、資機材等の調達・輸送管理体制を確立しておくものとする。

#### (3) 訓練・研修の実施

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して総合訓練、情報伝達訓練、通信機器訓練等の実践的な訓練を行い、大規模な事故災害への対応能力の向上を図る。

### 第3節 救急・救助及び消火活動体制の整備

風水害等対策編第1章第8節に準ずる。

### 第4節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第1章第9節に準ずる。

### 第5節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第10節に準ずる。

## 〔鉄道災害応急対策計画〕

# 第 1 節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

市は、鉄道事業者の行う情報の収集活動に協力する。

### 〔鉄道事業者〕

#### (1) 事故災害等状況の把握と確認

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上での事故災害等発生の特報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報する。

#### (2) 通信手段の確保

鉄道事業者は、必要に応じ、非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信による相互活用を図る。

また、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど、通信回線の輻輳を回避する措置を講ずる。

## 第 2 節 活動体制の確立

市は、市域内に大規模な鉄道災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画及び地域防災計画の定めるところにより、事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携の下に応急対策を実施する。

なお、事故対策本部の組織及び活動については、風水害等対策編第 2 章第 2 節「活動体制の確立」に準ずる。

### 第3節 広域応援活動

大規模な鉄道災害が発生した場合、本市だけでは応急措置を行えないことも考えられる。このため市は、広域応援活動を実施する。

鉄道災害における広域応援体制については、風水害等対策編第2章第5節に準ずる。

### 第4節 救助・救急及び消火活動

風水害等対策編第2章第6節に準ずる。

### 第5節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

## 第6節 二次災害の防止活動

市は、鉄道事業者及び警察と連携し、二次災害の防止を図る。

### 1 立入禁止区域の設定等

脱線した鉄道車両が、高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合、その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

#### 〔鉄道事業者、警察〕

鉄道事業者は、警察と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行う。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行う。

## 第7節 交通の確保・緊急輸送活動

市は、鉄道事業者の対策に協力する。

#### 〔鉄道事業者〕

##### (1) 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

##### (2) 復旧用資材等の緊急輸送

鉄道事業者は、警察の協力のもとに救助要員の派遣、復旧用資材等の運搬などを、迅速に行う。

## 第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

市は、県及び鉄道事業者と連携し、的確な情報伝達活動を行う。

### 1 被災者及びその家族への対応

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

#### 〔県、鉄道事業者〕

#### (1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

鉄道事業者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

#### (2) 被災者及びその家族への情報の提供

鉄道事業者は、被災者及びその家族に対して、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、鉄道事業者総括者が行うことを原則とする。

#### (3) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、関係各機関は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

### 2 報道機関への広報

市は、鉄道事業者の行う広報活動に協力する。

#### 〔県、鉄道事業者〕

#### (1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任するものとする。

#### (2) 記者発表の方法

記者発表は、広報内容の伝達経路の輻そう、情報内容の食い違い等を来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努める。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対して、その組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。